

広島県告示第二百二十三号

広島県立産業会館設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第十八号）別表第二号の規定により、広島県立ふくやま産業交流館の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百八十一号（広島県立ふくやま産業交流館の附属設備の利用料金の範囲）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	単 位	利用料金の範囲
机	一日一脚につき	二一〇円以内
いす	一日一脚につき	一四〇円以内
スポットライト（五〇〇キロワット以下）	一日一台につき	一、三四〇円以内
スポットライト（一キロワット）	一日一台につき	二、〇六〇円以内
可動いす装置	一日一式につき	二六、七五〇円以内
プロジェクター（据付式）	一日一台につき	四〇、一二〇円以内
プロジェクター（携帯式）	一日一台につき	一三、三八〇円以内
仮設ステージ	一日一式につき	二、六八〇円以内
テレビ	一日一台につき	四、〇二〇円以内
オーバーヘッドプロジェクター	一日一台につき	二、六八〇円以内
スライド映写機	一日一台につき	一、三四〇円以内
レーザーポインター	一日一本につき	二七〇円以内
スクリーン	一日一台につき	一、三四〇円以内
ワイヤレスマイク	一日一本につき	九四〇円以内
マイク（スタンド付）	一日一本につき	六七〇円以内
シャワー設備	一室一回につき	一四〇円以内